

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

鹿児島市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 鹿児島地域（桜島地域除く旧鹿児島市地域）

(1) 現況

本地域は、市街地を取り囲むように、河川上流部の丘陵地や台地等から構成されており、水稻と野菜・畜産等との複合経営や、台地における軟弱野菜を中心とした集約的な都市型農業が営まれてきている。近年、都市化が進行し、混住化により生産環境が悪化していることから、農業生産活動と地域住民の生活環境とが調和するように農業的土地利用と都市的土地利用との調整に配慮しながら、良好な生産環境の整備を進め、地域の特性を生かした都市型農業を振興していくため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及するとともに、農地や農道・水路等の農業用施設、農村環境を地域共同活動により、適切に保全管理することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）により、地球温暖化防止や生物多様性保全の取組を推進し、多面的機能の発揮の促進を図る。

2. 桜島地域

(1) 現況

本地域は、錦江湾に浮かぶ火山活動が活発な桜島にあり、ピワ、桜島小ミカン、桜島ダイコンなど特色ある農作物が生産されており、地域特産物の振興とブランド化を進めるとともに、販路拡大による有利販売を目指している。降灰・火山ガス等により甚大な農作物被害を受けることから、防災営農を推進するとともに、地域共同活動の推進により生産活動の継続と多面的機能の維持・発揮を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に

掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）により、環境と調和した農業の推進に取り組むことを通じて、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

3. 吉田地域

(1) 現況

本地域は、周りを山々に囲まれ、溪流や緑豊かな自然環境に恵まれた田園地域である。北部から中央部が主に水田地帯で、南部・西部の畑地帯においては、軟弱野菜やニガウリ・ナバナ等の特産農産物が生産されている。美しい景観を有する農村の整備に努め、地域の特性を活かした特色ある産地を育成し、都市型農業を振興していくため、地域共同活動の推進により生産活動の継続と多面的機能の維持・発揮を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）により、環境と調和した農業の推進に取り組むことを通じて、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

4. 喜入地域

(1) 現況

本地域は、温暖な気候に恵まれた豊かな自然条件の中で、水稻を基幹作物として、野菜・果樹・花き・畜産等を組み合わせた複合経営が多く見られる。地域の特性を生かし、カボチャ、オクラ、スイートコーン等の特産農産物の生産振興及び都市型農業を振興していくため、地域共同活動の推進により生産活動の継続と多面的機能の維持・発揮を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）により、環境と調和した農業の推進に取り組むことを通じて、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

5. 松元地域

(1) 現況

本地域は、多くの丘陵と溪谷からなり、広範囲を山林が占める豊かな自然環境の中で、茶を主体に畜産・水稻・園芸の複合経営が展開されてきている。松元ダムの水を活用した施設の整備を進め、地域の代表的な特産物である、土地利用型の茶の振興をはじめ、ナス、ハウレンソウなどの施設野菜の生産振興及び都市型農業を振

興していくため、地域共同活動の推進により生産活動の継続と多面的機能の維持・発揮を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）により、環境と調和した農業の推進に取り組むことを通じて、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

6. 郡山地域

(1) 現況

本地域は、周りを山々や小高い丘陵地帯に囲まれ、河川沿いの山間部に点在する迫田や棚田で、経営規模の小さい水稻栽培を主体に、畜産・野菜・花き・早掘りタケノコ等との複合経営が行われている。「八重の棚田」に代表される豊かな農村資源を有効活用するとともに、ニガウリ、早掘りタケノコ等の地域特産物の生産振興及び都市型農業を振興していくため、地域共同活動の推進により生産活動の継続と多面的機能の維持・発揮を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）により、環境と調和した農業の推進に取り組むことを通じて、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	鹿児島・上場区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	鹿児島・下場区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	桜島区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	吉田・北部、中央部区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

⑤	吉田・南部、西部区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑥	喜入・上場区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑦	喜入・下場区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑧	松元区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑨	郡山区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 推進組織への参画

基本方針に定める、県及び市、農業団体等の多様な主体が参画して、地域の実情を踏まえた支援を行う推進組織に参画する。

(2) 法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）に関する事項

1) 対象農用地の基準

①対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。

ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（旧桜島町）、特定農山村地域に

における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく特定農山村地域（旧郡山町一部、旧喜入町）、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域（旧鹿児島市一部、旧桜島町、旧松元町、旧郡山町、旧喜入町）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域（旧桜島町一部）及び県の特認基準に基づく地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田（県の特認基準に基づく地域以外の対象地域）

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地（県の特認基準に基づく地域以外の対象地域）

(エ) 市長の判断によるもの（県の特認基準に基づく地域以外の対象地域）

a 緩傾斜農用地

勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地、採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

(オ) 鹿児島県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2) 集落協定の共通事項

(市町村長の判断による要件緩和を認める場合)

① 集落の農用地面積が 1 h a 未満である場合において、農用地面積が 0.8 h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

② 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。